

土 建 第 243 号

令和2年5月29日

一般社団法人沖縄県建築士事務所協会  
一般社団法人沖縄県設備設計事務所協会  
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会 殿

沖縄県土木建築部長



新型コロナウイルス対策による定期報告制度の取扱いについて

沖縄県内の新型コロナウイルス感染症の影響により、所定の期限までの報告や調査等の実施が困難である現状を考慮し、建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告の報告期限を下記の通り、取り扱うこととしますので貴協会におかれましても、柔軟なご対応・ご協力をお願いいたします。

記

1. 提出期限について

令和2年度内に報告が必要な全ての建築物、建築設備、防火設備、昇降機及び遊戯施設の報告について、報告期限を令和2年度末までとします。

2. 提出方法について

各協会への提出について、対面による対応を極力減らすため、原則、郵送による提出とすることとします。

以上

上記に伴い、窓口へ来る場合の方法・副本返却方法等の情報など、必要に応じてホームページへの掲載及び関係機関への周知にご協力をお願いいたします。



沖縄県建築指導課 担当： 新里  
TEL:098-866-2413 FAX:098-866-3557  
Email: shnztoka@pref.okinawa.lg.jp

事務連絡  
令和2年2月28日

各都道府県  
建築行政主務部 御中

国土交通省住宅局建築指導課

新型コロナウイルス感染症対策における  
定期調査・検査の報告期限の猶予等について（協力依頼）

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症については、感染の流行を早期に終息させるために  
対策が進められているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域によっては建築基準法第12条  
第1項及び3項の規定に基づく特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期  
調査・検査が滞ってしまい、所定の期限までに報告を行うことが困難となる事態が  
想定されます。

貴職におかれましては、このような状況に鑑み、定期調査・検査報告について、  
一定期間の期限の延期や猶予等適切な対応をしていただきますようお願いいたし  
ます。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知いただきますようお願いいた  
します。

(参考)

○首相官邸ホームページ

新型コロナウイルスに関する正確な情報や、手洗い、咳エチケットの正しい方法、各都道府県発表の相談窓口など感染症対策に重要な情報が掲載されております。

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省ホームページ

2月17日厚生労働大臣記者会見概要「新型コロナウイルスを防ぐには」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

令和2年6月11日

関係各位

一般社団法人沖縄県電気管工事業協会



新型コロナウイルス対策による定期報告制度の取扱いについて

平素は昇降機等定期検査報告業務へのご協力並びにご理解を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、沖縄県土木建築部建築指導課より別添の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本会における今年度の取扱いについて下記の通りとさせていただきますので  
ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 提出について

令和2年度内に報告が必要な昇降機及び遊戯施設の報告について、報告期限を令和2年度末までとします。

2. 提出方法について

対面による対応を極力減らすため、原則、郵送での提出をお願いします。  
やむを得ず本会へ持参する場合は、マスク着用の上、入り口にて手指の消毒をお願いいたします。

以上